二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市清水区宍原字東泉七五三の一(次の図に示す部分に限る。)、字沢奥二九二五の二、二九二五の三、二九二六の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東泉七五三の一、字沢奥二九二六の五(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県周智郡森町薄場字天狗塚五二七、字堀切五二八、五二九、字寺ノ上五三一、五三二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字天狗塚五二七・字堀切五二八・五二九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市上稲子字門野二八四六・二八五〇の一・二八五〇の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、二八五二の一、二八五三、二八五四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区日向字中ノ平一六九四の一、字クロキ山一七一五の三(次の図に示す部分に限る。)、一七一五の二、一七一五の四から一七一五の六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備

○国土交通省告示第六百四十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第七条第一号ロの規定に基づき、建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する告示

建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和四十七年建設省告示第三百五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。)にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年六月一日)の前におけるとび・土工工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。 イ　(略) ロ　六年以上経営業務を補佐した経験	一　許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年六月一日)の前におけるとび・土工工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。 イ　(略) ロ　七年以上経営業務を補佐した経験